

富士市放課後児童クラブのご案内（令和7年度向け）

1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、放課後帰宅しても保護者のいない子ども（小学生）を対象に育成支援※を行うものです。児童福祉法では、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」とされています。

（※）育成支援：適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ること。

2 富士市が設置する児童クラブと運営する事業者について

本市の児童クラブは、施設の設置や管理を市が行い、運営業務を市が委託する事業者（法人、地区運営委員会等）が行う公設民営の運営形態としています。

市では、児童クラブのサービスの平準化・統一化等を図るため、地区ごとに設置された地区運営委員会等による運営から、市が選定した運営法人による運営へと移行を進めており、現在、地区による運営が行われているクラブであっても、令和7年度から法人による運営へ移行する場合があります。

令和7年どの運営事業者は下表のとおりです。

■ 放課後児童クラブ一覧（令和7年2月5日時点）

令和6年度クラブ名	小学校区	令和7年度児童クラブ運営事業者
いまいずみ児童クラブ	今泉小学校	一般社団法人 コドモノプラス 連絡先 0545-32-7554
元吉原児童クラブ	元吉原小学校	
浮島児童クラブ	東小学校	
須津児童クラブ	須津小学校	
吉永第一児童クラブ	吉永第一小学校	
よしきた児童クラブ	吉永第二小学校	
はらだ児童クラブ	原田小学校	
小木の里児童クラブ	富士第二小学校	
松風児童クラブ	鷹岡小学校	
広見子どもクラブ	広見小学校	
富士見台児童クラブ	富士見台小学校	
ききょうの里児童クラブ	富士南小学校	
てんまっ子児童クラブ	天間小学校	
青葉台児童クラブ	青葉台小学校	
ふじかわ第一児童クラブ	富士川第一小学校	
松野ハッピークラブ	富士川第二小学校	
よしわらっ子児童クラブ	吉原小学校	特定非営利活動法人 Child Care Support ふじ 連絡先 090-6746-4531
伝法児童クラブ	伝法小学校	
神戸児童クラブ	神戸小学校	
大淵児童クラブ	大淵第一小学校	
丘児童クラブ	丘小学校	
岩松北児童クラブ	岩松北小学校	
富士北児童クラブ	富士中央小学校	
富士かじま児童クラブ	富士第一小学校	富士かじま児童クラブ運営委員会 連絡先 0545-63-8533
たごうら児童クラブ	田子浦小学校	たごうら児童クラブ運営委員会 連絡先 0545-65-3103
岩松かりがね学童クラブ	岩松小学校	岩松かりがね学童クラブ運営委員会 連絡先 0545-62-8020

3 入会要件

本市に住所を有する小学校 1 年生から 6 年生までの児童のうち、保護者が次のいずれかの事情により
昼間家庭にいないことが常態である児童であって、児童クラブの利用を必要とする児童が入会対象とな
ります。

- ① 就労していること
- ② 疾病の状態であること
- ③ 障害を有していること
- ④ 出産を予定する日の前 8 週間(多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間)に当たる日の属する月の初日
から出産後 8 週間に当たる日の属する月の末日までにあること
- ⑤ 親族等を常時介護・看護していること
- ⑥ 求職活動をしていること(ただし、求職活動を開始して 3 か月を限度とする。)
- ⑦ 虐待・DVのおそれがあること
- ⑧ 就学していること
- ⑨ その他市長が特に必要と認めた場合

4 開所日と開所時間

(1) 開所日

- ・月～土曜日(祝日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日、学校閉鎖による休校日は除く。)

(2) 開所時間

- ・授業のある日：放課後から午後 6 時まで
- ・授業の休業日(土曜日・長期休暇等)：午前 7 時 3 0 分から午後 6 時まで
- ※ 時間を延長して利用できる場合があります。

※ 地区運営委員会等が運営するクラブは、開所日時が異なる場合がありますので、詳細は地区
運営委員会等へお問い合わせください。

5 利用料と減免制度

※ 利用料等は市の運営基準に定めている金額を掲載しています。**地区運営委員会等が運営するクラブ
は、利用料等の額が異なる場合があります**ので、詳細は地区運営委員会等へお問い合わせください。

(1) 利用料等

- ・入会金：5,000 円
- ・利用料：月額 9,000 円
- ・延長利用料：100 円(30 分毎)
- ※ 利用日数により、別途追加料金が発生する場合があります。
- ※ 上記は月額利用区分における利用料金です。

＜日単位による利用(日額利用)制度について＞

月額利用の申請受付後、定員に空きがある場合のみ日額利用の申請受付を行う場合があります。
(日額利用の申請受付は必ず行うものではありません。また、地区運営委員会等が運営
するクラブでは、制度運用がない場合があります。)

利用料は、月額 1,200 円＋利用日数に応じた額となります。

(2) 減免制度

減免区分	対象	減免額
生活支援に関する減免	・生活保護法の規定による被保護世帯 ・児童扶養手当の受給世帯 ・就学が困難な児童に義務教育を保障するための援助費の受給世帯 ・ひとり親世帯	利用児童1人につき月額3,500円
多子世帯に関する減免	同一の世帯に2人以上の入会児童がいる場合	2人目の利用児童は月額2,000円 3人目からの利用児童は月額3,500円

※ 利用料の減免に当たっては、利用料減免申請書等の提出が必要です。

6 入会手続

(1) 提出書類

No.	書類名	提出者
①	児童クラブ入会申請書（第11号様式）	全員
②	児童クラブ入会申請関係調書（第12号様式）	全員
③	上記①の「児童クラブへの入会が必要な理由」欄に掲げた必要書類（就労証明書、診断書、障害者手帳等）	全員
④	利用料減免申請書（第19号様式）（生活保護受給者証の写し、児童扶養手当受給者証の写し、独身証明書等）	減免を受けようとする者
⑤	上記④の「申請の種別」欄に掲げた必要書類	減免を受けようとする者
⑥	日額利用届（第14号様式）	日額利用を申請する者
⑦	障害者手帳、療育手帳の写し又は医師の診断書	上記②の「障害等の有無」欄で有を選択する者

(2) 提出先と受付期間

各児童クラブ運営事業者へお問い合わせください。

(3) 入会までの流れ

時期	内容
9～12月	入会申請書等の入手 令和7年度の運営事業者の決定・市ウェブサイトでの公表（10月下旬） 月額利用の入会申請
1月	月額利用の入会審査、入会決定
2月～3月	オリエンテーション、入会手続き 日額利用の入会申請 日額利用の入会審査、入会決定
4月	利用開始

※ 地区運営委員会等へ入会申請を行った場合であっても、地区運営委員会等から法人への運営移行があった場合、入会審査、入会決定、入会オリエンテーション等は、移行先の法人が行います。

7 留意事項について

- 令和7年度のクラブ運営事業者が、地区運営委員会等から法人へ移行した場合、地区運営委員会等へ提出いただいた入会申請関係書類は、市を経由して移行先の法人に提供します。
- 月額利用の申請受付後、定員に空きがある場合のみ日単位による利用（日額利用）の申請受付を行う場合があります。（日額利用の申請受付は必ず行うものではありません。）
- 入会を希望する児童の数が、市が定める児童クラブの受入可能な利用定員の数を超える場合は、入会申請関係書類から児童の学年、保護者の就労状況等を審査し、入会を決定します。
- 入会申請関係書類の審査、入会の決定は、令和7年度のクラブ運営事業者により行われます。
- 入会の可否は、「児童クラブ入会承認決定通知書」または「児童クラブ入会不承認通知書」により御確認ください。
- 上記の「児童クラブ入会承認決定通知書」または「児童クラブ入会不承認通知書」は、概ね1月中を目途に、「児童クラブ入会申請書」に記載いただいた住所宛に、令和7年度のクラブ運営事業者から通知される予定です。
- 申請内容に変更が生じた場合は「申請内容変更届」の提出が必要です。
- 入会決定後のオリエンテーションや入会手続きについては、入会決定者に対し、令和7年度のクラブ運営事業者から案内される予定です。
- 「5入会手続」に示した各種様式等については、市ウェブサイトからもダウンロードもできますので、御活用ください。



お問い合わせ

富士市役所 こども未来部 こども未来課
〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地
電話（0545）55-2731（直通）
メール kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp